

令和3年4月8日

保護者様

福井市教育委員会

令和3年度 福井市教職員業務改善への取組について（お知らせ）

日頃より、本市の教育活動の御理解と御協力をいただきありがとうございます。

みだしのことにつきまして、令和2年度の学校評価（保護者対象アンケート）にありました「教職員定時退庁をはじめとする働き方改革の取組を理解できる」の項目に対して、87%以上の方から「よくあてはまる」または「ややあてはまる」という回答をいただきました。

つきましては、福井市教育委員会として、本市の教職員の残業時間を減らす方策の一つとして、下記のような取組を行ってまいります。取組の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

記

1 電話連絡ができない時間帯・曜日等の設定

- ・月～金 … 小学校は午後6時  
中学校は午後7時 ただし水曜日は午後6時  
～ 翌朝（開始時刻は、各学校が設定します）
- ・土日・休日 … 原則、電話をお受けできません

※ 詳細は、各学校から文書にて連絡があります。

2 「業務推進日」の設定

- ・清掃や6限目（または5限目）を削除し、児童生徒が早めに下校する日を設ける

※ 実施予定日、下校時刻等については、事前に学校から連絡があります。

※ 学校は、学校行事等を精選したり授業内容を工夫したりして、国が定めた各教科の標準授業時数を確保します。

3 その他

国では、休日の部活動において令和5年度以降、学校部活動から地域部活動へ段階的に移行を進めてく予定です。休日の部活動を希望する生徒のために、地域の活動として実施できる環境づくりについて、今後、国や県の方針を受けて検討していきます。